

(5)
10-3
139

教育財政の確立について

(最低義務教育費の国庫保障について)

天野

118

教育財政の確立については、義務教育費が教育費のうちを占める比重と重要性に鑑み、先づ義務教育費の財源を保障することが急務であります。

義務教育は、いりまでもなく、憲法によつてすべての国民に課せられた重要な国民の義務であります。教育の機会均等という面から考えますと、義務教育は、同時に又国民の重要な権利であると言えましよう。従つて、国家としても、義務教育については、少くともその最低の規模と内容とを保障する重要な責務があると考えます。そして、国がこの責務を果すためには、義務教育の一定の水準が維持できるように、その財政的な裏付けをすることがどうしても必要であります。

実は、こういう考え方は最近議論されるに到つたものではなく、古くは明治三十三年の市町村立小学校教育費国庫補助法、大正七年の市町村義務教育費国庫負担法及び昭和十五年から昭和二十四年までの義務教育費国庫負担法等いづれも義務教育について財政上の保障を試みた制度であります。また、昭和二十五年地方財政平衡交付金制度が実施された折

に、義務教育費のみは特別にこれを確保する必要が認められて、「標準義務教育費の確保に関する法律案」が閣議決定されたことは周知の通りであります。しかし、この法律案は総司令部のりより解を得ることができなかつたため、遂に実現に到らなかつたのであります。

そこで、昭和二十五年から今日まで、義務教育費に対する財政上の保障については空白時代を生ずるに到り、現在の地方財政平衡交付金制度の下においては、交付金の額が十分でないという理由もありませんが、教育費が地方団体の財政において最も大きな比重を占めておるため、これに対して非常な圧迫が加はつております。例えば、教員数については、現在小学校は児童五〇人について一・五人即ち合計三四万二七二五人、中学校は生徒五〇人について一・八人即ち合計一七万五〇一二人が地方財政平衡交付金制度によつて保障されているはずであります。実際の教員数は、小学校三一万一〇七二人、中学校一七万一九〇六人という状態であり、いづれの場合も、結核教員の増加や児童、生徒数の増加によつて、増加していなければならぬはずであります。また、昭和二十四年度よりも反つて相当減少の傾向をみせております。また、教員の給与についても、昭和二十四年度においては、小学校の場合には国立学校の教員となつたと仮定した場合よりも全国平均二号俸ないし三号俸

中学校の場合には三号俸ないし四号俸有利でありましたが、本年四月においては、給与ベースの改訂があつたにもかかわらず、小学校では十四円、中学校では二十七円しか有利でなくなつたのであります。このことは、比較的待遇のよい東京都その他若干の府県を除けば、既に国立学校の教員よりも不利な扱いをしてゐる県が生じてゐることを示すものであります。近く公務員については、一、五〇〇円のベース改訂が行われると聞いておりますが、若しもこのような状態が続いておきますと、義務教育に従事する教員の数及び待遇は益々悪化することが予想されますので、これが教育効果にあらわれる影響については憂慮すべきものがあります。また、校舎につきましましては、地震や暴風雨があればいつ倒壊するかわからないような危険な状態にある校舎（使用年数四〇年をこえるもの）が現在全国で二三一万一六七六坪もあり、そのうち使用禁止の命令が発せられてゐる校舎の坪数は四四万八八七七坪に及んでおります。いづれも戦時中及び戦後の市町村財政の窮乏の結果によるものと思ひますが、これをこのまま放置することは、多数の児童、生徒の生命にも関することであり、由々しい問題であります。これが、校舎について恒久的対象を講じなければならぬ理由であり、市町村長会が義務教育費全額国庫負

担を決議した所以もまたここにあると考えるのであります。

更に観方をかえて、地方財政の合理化及び健全化という面から義務教育費を考えますと、このようにどうしても一定限度を確保しなければならぬ経費と、その他の合理化を要求されてゐる経費が混ごうされてゐるのが現在の地方財政の実態であります。これらの類を異にする経費を一括して地方財政平衡交付金制度によつて保障しようとするところにそもそも無理があるのではないかと思はれます。従つて、地方財政の合理化と健全化を図るためにも、義務教育費については、別に国の保障の途を考へるべきでありましょう。このことについては、義務教育費の全額国庫負担を決議しました知事会議も、その最大の理由として、全国で地方税収入額が義務教育費の負担額をこえてゐる府県はわずかに九県に過ぎず、その他の三十六県は税収入の全額を充てても義務教育費が賄えないこと及びその不足額が百億に上つてゐるにもかかわらず、交付金の額が常に国の財政上の都合によつて減額され府県財政の健全化が破壊されてゐるといふ事実をあげております。

以上述べた理由によつて、義務教育費については、この際は非ともその最低保障を国がいたす必要があると考へます。その方法については、現在各方面で議論されてゐる全額国庫負担制度を一步進めて、各地方団

俸の財政力に応じて国が国庫負担金によつて最低義務教育費を確保する
方法が適当ではないかと考え、最低義務教育費の国庫保障に関する法律
案を近い機会に国会に提出するようになつたいと考へております。



X-167